

○総務省告示第三百一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第一項第二号ロ及びハ並びに第五項第一号並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第三百三十八号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるものうち、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年八月二十九日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件

1 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する隣接チャンネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力が、搬送波の電力よりも四四・ニデシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅に輻射される平均電力が(一)一三dBm(電力の一ミリワットに対する比をデシベルで表したものをいう。以下同じ。)以下の値であること。

チャンネル間隔(㎐)	離調周波数(㎐)	周波数幅(㎐)
三	三	二・七
四	四	三・八四
六	六	二・七
九	九	三・八四
五	五	四・五
一〇	一〇	四・五

〔注 略〕
〔イ 略〕

(2) 陸上移動局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

次の(ア)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。この場合において、連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、各搬送波に関する(ア)又は(イ)の許容値を適用する。

容値

(ア) 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許

チャンネル間隔(㎐) (注1)	離調周波数(㎐) (注2)	周波数幅(㎐)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

一 〔同上〕

1 〔同上〕

(1) 〔同上〕

ア 〔同上〕

〔同上〕

チャンネル間隔(㎐)	離調周波数(㎐)	周波数幅(㎐)
五	五	四・五
一〇	一〇	四・五

〔注 同上〕
〔イ 同上〕

(2) 〔同上〕

ア 〔同上〕

〔同上〕

(ア) 〔同上〕

チャンネル間隔(㎐) (注1)	離調周波数(㎐) (注2)	周波数幅(㎐)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

一八〇㎓	二・六	三・八四	(一) 五〇dBm
三㎓	三	二・七	(二) 五〇dBm
〔略〕	四	三・八四	(三) 五〇dBm
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

(イ) 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

チャネル間隔 (離調周波数) (注1) ㎓	周波数幅 (㎓)	隣接チャネル漏えい電力の許容値 (注3)
一八〇㎓	二・六	(一) 三六・二dBc
三㎓	二・七	(二) 二九・二dBc
四	三・八四	(三) 三二・二dBc
〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔イ 略〕

2 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ハの総務大臣が別に告示する基地局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

(1) 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置ア チャネル間隔が三㎓の場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(ハ)四㎓、(ニ)九㎓及び(ヒ)一四㎓離れた帯域幅が五㎓の変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

イ 〇 〇

(2) 連続する搬送波を同時に送信する送信装置

同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波について(1)イからオまでの許容値を適用する。

〔3 略〕

4 設備規則第四十九条の六の九第五項第一号の総務大臣が別に告示する周波数の範囲は、次の表の上欄に掲げる通信の相手方となる基地局のチャネル間隔に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数を、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔の陸上移動局の送信周波数帯域の上端及び下端から除いた範囲とする。

通信の相手方となる基地局のチャネル間隔 (周波数) (㎓)	周波数 (㎓)
三	〇・一九
五	〇・二

一八〇㎓	二・六	三・八四	(一) 五〇dBm
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

(イ) 〔注 同上〕

チャネル間隔 (離調周波数) (注1) ㎓	周波数幅 (㎓)	隣接チャネル漏えい電力の許容値 (注3)
一八〇㎓	二・六	(一) 三六・二dBc
三	二・七	(二) 二九・二dBc
四	三・八四	(三) 三二・二dBc
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔イ 同上〕

2 〔イ 同上〕

(1) 〔同上〕

〔新設〕

イ 〇 〇

(2) 〔同上〕

同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波について(1)アからエまでの許容値を適用する。

〔3 同上〕

〔同上〕

通信の相手方となる基地局のチャネル間隔 (周波数) (㎓)	周波数 (㎓)
五	〇・二

〔略〕

〔略〕

5 設備規則別表第二号第12の5(6)の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合における当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

〔表略〕

6 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

チャネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
三MHz	五〇kHz以上三・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $3.5 \cdot 10^{-3} \times (\Delta f / 0.05) \text{ dBm}$ Δf は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位MHz）とする。
	三・〇五MHz以上六・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三・五dBm以下の値
	六・〇五MHz以上	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値とする。
五MHz、一〇MHz、一五MHz又は二〇MHz	五〇kHz以上五・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $5.5 \cdot 1.4 \times (\Delta f / 0.05) \text{ dBm}$ Δf は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位MHz）とする。
	五・〇五MHz以上一〇・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一二・五dBm以下の値
	一〇・〇五MHz以上	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力

〔同上〕

〔同上〕

5 設備規則別表第二号第12の5(5)の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合における当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

〔表同上〕

6 〔同上〕

(1) 〔同上〕

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇kHz以上五・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $5.5 \cdot 1.4 \times (\Delta f / 0.05) \text{ dBm}$ Δf は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位MHz）とする。
五・〇五MHz以上一〇・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一二・五dBm以下の値
一〇・〇五MHz以上	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあっては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値とする。

が(一)一三dBm以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する基地局にあっては、任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三dBm以下の値とする。

注1 基地局が使用する周波数帯(七七〇MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。)の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。
 [2~4 略]

(2) 陸上移動局の送信装置
 ア 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

チャンネル間隔 (注1)	離調周波数(注2)	不要発射の強度の許容値
一八〇kHz	〇kHz	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二七・五dBm以下の値
	〇kHzを超え一〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $27.5 + (31/100 \times \Delta f) \text{ dBm}$ Δf は、離調周波数(単位kHz)とする。
	一〇〇kHz以上一五〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $3.5 + (3/50) \times (\Delta f / 100) \text{ dBm}$ Δf は、離調周波数(単位kHz)とする。
	一五〇kHz以上三〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $6.5 + (7/50) \times (\Delta f / 150) \text{ dBm}$ Δf は、離調周波数(単位kHz)とする。
	三〇〇kHz以上五〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $27.5 + (3/100) \times (\Delta f / 300) \text{ dBm}$ Δf は、離調周波数(単位kHz)とする。

注1 基地局が使用する周波数帯(七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超え一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。)の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。
 [2~4 同上]

(2) 同上
 ア [同上]

チャンネル間隔 (注1)	離調周波数(注2)	不要発射の強度の許容値
一八〇kHz	〇kHz	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が二七・五dBm以下の値
	〇kHzを超え一〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $27.5 + (31/100 \times \Delta f) \text{ dBm}$ Δf は、離調周波数(単位kHz)とする。
	一〇〇kHz以上一五〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $3.5 + (3/50) \times (\Delta f / 100) \text{ dBm}$ Δf は、離調周波数(単位kHz)とする。
	一五〇kHz以上三〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $6.5 + (7/50) \times (\Delta f / 150) \text{ dBm}$ Δf は、離調周波数(単位kHz)とする。
	三〇〇kHz以上五〇〇kHz未満	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が次の式により求められる値以下の値 $27.5 + (3/100) \times (\Delta f / 300) \text{ dBm}$ Δf は、離調周波数(単位kHz)とする。

三MHz	五〇〇MHz以上一、七〇〇MHz未満	任意の三〇MHzの帯域幅における平均電力が (一) 三三・五dBm以下の値
	一、〇〇〇MHz未満	任意の三〇MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一一・五dBm以下の値
未満	一、〇〇〇MHz以上五MHz	任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が (一) 八・五dBm以下の値
	五MHz以上六MHz未満	任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が (一) 二三・五dBm以下の値

〔注 略〕

〔イ 略〕

7 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

〔1〕 略

(2) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
〔略〕	〔略〕
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 (四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七〇MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。)	任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六dBm以下の値
四七〇MHz以上七一〇MHz以下	1 七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用するもの(チャネル間隔が三MHzのものを除く。) 任意の六MHzの帯域幅における平均電力が (一) 二六・二dBm以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六dBm以下の値
七七〇MHz以上七七三MHz未満	1 七一五MHzを超え七一八MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が (一) 三二dBm以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六dBm以下の値
七七三MHz以上八〇三MHz以下	1 七一五MHzを超え七四八MHz以下又は一、七一〇MHzを超三六dBm以下の値

五〇〇MHz以上一、七〇〇MHz未満	任意の三〇MHzの帯域幅における平均電力が (一) 三三・五dBm以下の値
	任意の三〇MHzの帯域幅における平均電力が (一) 一一・五dBm以下の値
未満	任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が (一) 八・五dBm以下の値
	任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が (一) 二三・五dBm以下の値

〔注 同上〕

〔イ 同上〕

7 〔同上〕

(2) 〔1〕 同上〕
〔同上〕

周波数	不要発射の強度の許容値
〔同上〕	〔同上〕
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 (四七〇MHz以上七一〇MHz以下、七七三MHz以上八〇三MHz以下、八六〇MHz以上八九〇MHz以下及び九四五MHz以上九六〇MHz以下を除く。)	〔同上〕
〔同上〕	1 七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用するもの 〔同上〕 2 〔同上〕
七七三MHz以上八〇三MHz以下	1 七一八MHzを超え七四八MHz以下又は一、七一〇MHzを超え一、七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が (一) 五〇dBm以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一〇〇MHzの帯域幅における平均電力が (一) 三六dBm以下の値

八六〇MHz以上八九〇MHz以下	<p>え一、七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）三六dBm以下の値</p>
九四五MHz以上九六〇MHz以下	<p>2 九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が三MHzのものに限る。） 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六dBm以下の値 3 1及び2に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p>
一、〇〇〇MHz以上一二・七五MHz未満（一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下、二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下、二、三三〇MHz以上二、三七〇MHz以下、三、四〇〇MHz以上四、一〇〇MHz以下及び四、五〇〇MHz以上	<p>1 七一五MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は一、七一〇MHzを超え一、七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値 〔略〕 2 略</p>

八六〇MHz以上八九〇MHz以下	<p>1 八一五MHzを超え八四五MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p>
九四五MHz以上九六〇MHz以下	<p>2 1に掲げる以外のもの 〔同上〕</p>
一、〇〇〇MHz以上一二・七五MHz未満（一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHz以上一、八八〇MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下、二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下、三、四〇〇MHz以上三、四一九・四MHz以下及び三、五〇〇・六MHz以上三、六〇〇MHz以下を除く。）	<p>〔新設〕 〔同上〕 〔同上〕</p>

<p>四、九〇〇MHz以下を除く。</p> <p>一、四七五・九MHz以上一、四九六・七MHz未満</p>	<p>一、七三七・九五MHzを超え七四八MHz以下又は一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては、チャネル間隔が五MHzのものに限る。）</p> <p>任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値</p> <p>[2・3 略]</p>
<p>一、四九六・七MHz以上一、五一〇・九MHz以下</p> <p>一、八〇五MHz以上一、八四五MHz未満</p>	<p>[略]</p> <p>1 七・九五MHzを超え七・八MHz以下又は一、七一〇MHzを超え一、七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p> <p>[2 略]</p>
<p>二、一一〇MHz以上二、一四四・四MHz未満</p> <p>四・四MHz未満</p> <p>二、一四四・四MHz以上二、一七〇MHz以下</p>	<p>[略]</p> <p>任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p> <p>1 七・一八MHzを超え七・三三・三三MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p>
<p>二、三三〇MHz以上二、三三七〇MHz以下</p> <p>三、四〇〇MHz以上三、四一三・三MHz未満</p> <p>九・三MHz未満</p>	<p>1 七・一五MHzを超え七・一八MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値</p> <p>1 七・一五MHzを超え七・一八MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p>

<p>一、四七五・九MHz以上一、四九六・六MHz未満</p>	<p>1 七三七・九五MHzを超え七四八MHz以下又は一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が五MHzのものに限る。）</p> <p>[同上]</p> <p>[2・3 同上]</p>
<p>一、四九六・六MHz以上一、五一〇・九MHz以下</p> <p>一、八〇五MHz以上一、八四五MHz未満</p>	<p>[同上]</p> <p>1 一、七一〇MHzを超え一、七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>[同上]</p> <p>[2 同上]</p>
<p>二、一一〇MHz以上二、一五三・六MHz未満</p> <p>三・六MHz未満</p> <p>二、一五三・六MHz以上二、一七〇MHz未満</p>	<p>[同上]</p> <p>任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p> <p>1 七・一八MHzを超え七・三三・三三MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p>
<p>三、四〇〇MHz以上三、四一三・四MHz以下</p> <p>九・四MHz以下</p>	<p>1 一、七一〇MHzを超え一、七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値</p> <p>1 一、七一〇MHzを超え一、七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p> <p>2 1に掲げる以外のもの</p> <p>任意の一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値</p>

<p>三、六〇〇MHz以上四、一〇〇MHz以下</p>	<p>1 七一五MHzを超え七一八MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値</p>
<p>三、四一九・三MHz以上三、五〇〇・七MHz未満</p>	<p>1 七一五MHzを超え七一八MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値</p>
<p>三、五九〇・三MHz以上三、六〇〇MHz未満</p>	<p>1 七一五MHzを超え七一八MHz以下又は一、七一〇MHzを超え一、七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値</p>
<p>三、五七四・七MHz以上三、五九〇・三MHz未満</p>	<p>1 一、七一〇MHzを超え一、七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値</p>
<p>三、五〇〇・七MHz以上三、五七四・七MHz未満</p>	<p>1 七一五MHzを超え七一八MHz以下又は一、七一〇MHzを超え一、七五〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値</p>

	<p>2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値</p>
--	---

四、五〇〇MHz以上四、九〇〇MHz以下

1 七一五MHzを超え七一八MHz以下の周波数の電波を使用するもの

(一) 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が()

(二) 五〇dBm以下の値

2 1に掲げる以外のもの

任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が()

(一) 三〇dBm以下の値

注1 九MHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七三MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、八九〇MHzを超え九四五MHz未満、九六〇MHzを超え一、四七五・九MHz未満、一、五一〇・九MHzを超え一、八〇五MHz未満、一、八八〇MHzを超え一、八八四・五MHz未満、一、九一五・七MHzを超え二、〇一〇MHz未満、二、〇二五MHzを超え二、一一〇MHz未満及び二、一七〇MHzを超え二・七五GHz未満の周波数帯については、一八〇kHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一・八MHz以上、三MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から七・五MHz以上、五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、一・〇八MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの注1に規定する送信周波数帯域(チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、この表のそれぞれのチャネル間隔(一八〇kHzのものを除く。)の送信周波数帯域(当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。)の中心周波数からの周波数以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

注1 九MHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七三MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、八九〇MHzを超え九四五MHz未満、九六〇MHzを超え一、四七五・九MHz未満、一、五一〇・九MHzを超え一、八〇五MHz未満、一、八八〇MHzを超え一、八八四・五MHz未満、一、九一五・七MHzを超え二、〇一〇MHz未満、二、〇二五MHzを超え二、一一〇MHz未満及び二、一七〇MHzを超え二・七五GHz未満の周波数帯については、一八〇kHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一・八MHz以上、五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から七・五MHz以上、五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、一・〇八MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの注1に規定する送信周波数帯域(チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、この表のそれぞれのチャネル間隔(一八〇kHzのものを除く。)の送信周波数帯域(当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。)の中心周波数からの周波数以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

[2・3 略]

[2・3 同上]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。